

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年9月30日

【会社名】 株式会社オーネックス

【英訳名】 ONEX Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木田 周太郎

【本店の所在の場所】 東京都港区芝5丁目29番18号

【電話番号】 03(6809)5615

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 中田 典男

【最寄りの連絡場所】 神奈川県厚木市上依知字上ノ原3012番3号

【電話番号】 046(285)3664

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 中田 典男

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 (株式)
その他の者に対する割当 362,046,000円
(第1回新株予約権)
その他の者に対する割当 25,793,080円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い
込むべき金額の合計額を合算した金額
2,077,387,080円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、
新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、減少しま
す。また、当初の行使価額が調整された場合、増加または
減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年9月18日付で提出した有価証券届出書の記載事項について、2026年9月30日付で第75期（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）有価証券報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

（訂正前）

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書（第74期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び半期報告書の提出日から本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年9月24日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年9月24日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第74期)の提出日(2025年9月29日)から本有価証券届出書提出日(2026年9月18日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年10月1日提出の臨時報告書)

(省略)

(2026年3月12日提出の臨時報告書)

(省略)

3. 最近の業績の概況について

2026年8月14日に開示いたしました「2026年6月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に掲載されている第75期（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

(省略)

（訂正後）

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書（第75期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日から本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年9月30日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年9月30日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第75期)の提出日(2026年9月30日)から本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年9月30日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2026年9月30日提出の臨時報告書)

1 【提出理由】

当社は、2026年9月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額1株につき金20円 総額33,111,860円ロ 効力発生日2026年9月30日第2号議案 定款一部変更の件第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件第4号議案 監査等委員であると取締役3名選任の件第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	13,382	51	-	(注) 1	可決 98.53
第2号議案 定款一部変更の件	13,384	49	-	(注) 2	可決 98.55
第3号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）4名選任の件 木田 周太郎 山川 伯忠 大屋 翼 石松 孝明	13,373 13,373 13,379 13,379	60 60 54 54	- - - -	(注) 3	98.47 可決 98.47 98.51 98.51
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件 稲嶺 和盛 戸谷 雅美 林 勤	13,379 13,379 13,375	54 54 58	- - -	(注) 3	98.51 可決 98.51 98.48
第5号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）の報酬等の額 設定の件	13,372	61	-	(注) 1	可決 98.46
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	13,372	61	-	(注) 1	可決 98.46

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

「3. 最近の業績の概要について」の全文削除

第四部 【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第74期)	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	2025年9月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第75期中)	自 2025年7月1日 至 2025年12月31日	2026年2月13日 関東財務局長に提出

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第75期)	自 2025年7月1日 至 2026年6月30日	2026年9月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年9月29日

株式会社オーネックス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩田 亘人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 河合 秀敏

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーネックスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーネックス及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年9月18日開催の取締役会において、AIデータセンターに関連する新たな事業を開始することについて決議している。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年9月18日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を行うことについて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金属熱処理加工事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社グループは金属熱処理加工事業及び運送事業を営んでおり、株式会社オーネックスと連結子会社である株式会社オーネックステックセンターが金属熱処理加工事業を営んでいる。 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高は5,294,932千円であって、【注記事項】（セグメント情報等）【セグメント情報】3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報に記載のとおり、金属熱処理加工事業の売上高は4,680,039千円であり、連結売上高の80%超と大半を構成しており金額的に重要な割合を占めている。 【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載の通り、金属熱処理加工事業は顧客との契約に基づき、原則として加工品の出荷時点で収益を認識している。 会社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、収益力を高めるとともに、生産性の向上を図っている。特に売上高を重要な経営指標と位置づけ、売上高の拡大に向けて営業部門の強化などの施策に注力することから、売上高は、経営者及び連結財務諸表利用者にとって極めて重要な指標である。 金属熱処理加工事業の売上高は、会社グループの主要な収益源であり、業績に与える影響も大きいことから、実在性及び期間帰属の適切性に疑義のある売上が計上されるリスクが潜在的に存在している。したがって、当該売上高については、監査においてより慎重な検討が求められる。 以上より、当監査法人は、金属熱処理加工事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性の検討が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、金属熱処理加工事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 売上プロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 実証手続 ・ 売上計上額について、基幹システムの売上データとの整合性を検証した。 ・ 特定の条件で抽出した売上取引について売上計上の根拠証拠との突合を実施した。 ・ 期末日後における売上値引等の処理について、発生の有無及び内容を検証した。 ・ 特定の条件で抽出した得意先の売掛金残高について確認手続を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オーネックスの2026年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オーネックスが2026年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は2026年9月18日開催の取締役会において、AIデータセンターに関連する新たな事業を開始することについて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月29日

株式会社オーネックス
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩田 亘人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 河合 秀敏

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーネックスの2025年7月1日から2026年6月30日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーネックスの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年9月18日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を行うことについて決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

金属熱処理加工事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性の検討
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（金属熱処理加工事業における売上高の実在性及び期間帰属の適切性の検討）と同一内容であるため、記載を省略している。

株式会社オーネックステックセンターへの投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度末において、関係会社株式240,000千円、関係会社長期貸付金1,755,000千円を貸借対照表に計上しており、このうち、子会社である株式会社オーネックステックセンターに対する残高は、関係会社株式190,000千円、関係会社長期貸付金1,755,000千円であって金額的重要性が高い。 会社は、財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り） 2. (株)オーネックステックセンターへの投融資の評価に記載しているとおり、当該子会社の将来の事業計画を基礎として、株式の回復可能性及び貸付金の回収可能性を判断している。 回復可能性及び回収可能性の評価に使用する将来の事業計画は、その策定に経営者の一定の仮定や判断が必要であり、主要な顧客ごとの売上予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）を重要な仮定としていることから不確実性が高い。 当監査法人は、当該子会社への投融資は金額的重要性があり、回復可能性及び回収可能性の評価には経営者の主観的な判断や不確実性が存在することから、当該子会社への投融資の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、株式会社オーネックステックセンターへの投融資の評価の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 経営者による株式及び貸付金の評価結果の妥当性を検討するため、同社の決算書に基づいて実質価額を再計算し、関係会社株式および関係会社長期貸付金の帳簿残高と比較検討した。 ・ 当該子会社の財務情報の信頼性を評価するために、財務諸表の分析を行うとともに、売上高や売上原価等の主要勘定科目について、特定の条件で抽出した取引に対して計上根拠帳票との突合を実施した。 ・ 経営者が策定した事業計画の妥当性を評価するために、過年度の事業計画と実績とを比較検討した。 ・ 直近に策定された事業計画について、当年度の実績との比較検討を行い、計画策定方法につき経営者等に質問するとともに、過年度の事業計画との整合性、事業方針や外部環境の変化の有無を確認した。 ・ 直近に策定された事業計画について、重要な仮定である主要な顧客ごとの売上予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）の見積方法について、経営者等への質問、協議及び関連資料の閲覧などを行い合理的であるか検討した。 ・ 主要な顧客ごとの売上予測について、当期の売上実績との比較及び質問を行い、経営者が作成する売上予測の精度を検討するとともに、根拠資料を入手して売上予測が合理的であるか検討した。 ・ 光熱費について、ガス単価及び電力単価の過去実績の推移と比較及び質問を行い、経営者が作成する光熱費の想定単価の精度を検討するとともに、根拠資料を入手して、想定単価が合理的であるか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。